

省令

○国土交通省令第十一号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十一年法律第二百四十九号）第二十九条の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のよう

に定める。

令和四年三月四日  
マソノヨノの管理の箇王化の推進に關する法律施行規則の一部を改正する省令  
国土交通大臣 斎藤 鉄夫

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 第八条  | (合格証書の交付及び合格者の公告)                                       |
|--|---|
| 国土交通大臣は、試験に合格した者には、合格証書を交付するほか、その受験番号を公告するものとする。   | 第八条 国土交通大臣は、試験に合格した者には、合格証書を交付するほか、その受験番号を公告するものとする。    |
| 第八条  | (情報通信の技術を利用する方法)  |
| 第八十四条の二 法第七十二条第六項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。  | 第八十四条の二 法第七十二条第六項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。             |
| 第八条  | (情報通信の技術を利用する方法)  |
| 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの  | 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの                               |
| イ マンション管理業者等(マンション管理業者又は法第七十二条第六項に規定する事項の提供を行うマンション管理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方(令第十五条第一項に規定する相手方をいう。以下この条及び第八十四条の五第一項において同じ。)若しくは当該マンション管理業者の用に供する者をいう。以下この条及び第八十四条の四において同じ。)の使用に係る電子計算機と相手方等(相手方又は相手方との契約により相手方ファイル(専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と相手方等(相手方又は相手方との契約により相手方ファイル(専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この | 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの                               |
| イ マンション管理業者等(マンション管理業者又は法第七十二条第六項に規定する事項の提供を行うマンション管理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方(令第十五条第一項に規定する相手方をいう。以下この条及び第八十四条の五第一項において同じ。)若しくは当該マンション管理業者の用に供する者をいう。以下この条及び第八十四条の四において同じ。)の使用に係る電子計算機と相手方等(相手方又は相手方との契約により相手方ファイル(専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この  | 第八条 国土交通大臣は、試験に合格した者には、合格証書を交付するほか、その受験番号を官報で公告するものとする。 |
| 第八条  | (改正後)   |

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する  
(施行日)  
(省令)

1 〔施行日〕  
この省令は、令和四年四月一日から施行する。  
〔企画告白〕

二 (略)

二 口・ハ (略) する方法  
二 口・ハ (略) する方法

き事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手

| ○法務省告示第三十九号           |   |
|-----------------------|---|
| ○法務省告示第四十号            | 公証人法（明治四十一年法律第五十二号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人は電磁的記録に關する事務を行わせらる。 |
| ○法務省告示第四十一号           | 左記の者の申請に係る日本国外帰化の生ぜられを許可する。                                   |
| ○法務大臣　古川　憲久           | 法務大臣　古川　憲久  |
| 住所　札幌市西区西野10条6丁目3番7号  | 法務大臣　古川　憲久  |
| 月11日生                 | 高木　慶子   |
| 住所　神戸市長田区長楽町3丁目3番7号   | 横浜市西区霞ヶ丘57番地  |
| ブ・ヴェッ・クアン　平成5年9月10日生  | 趙凱儀　平成8年1月15日生  |
| 住所　千葉県松戸市上本郷1420番地6   | 申麻由美　昭和42年2月18日生  |
| 朴哲浩　昭和51年11月21日生      | 金将大　昭和47年7月22日生   |
| 崔季花　昭和54年7月30日生       | 金将万　平成15年9月9日生  |
| 朴仔瑛　平成20年10月24日生      | 金将英　平成21年6月23日生   |
| 朴由璃　平成22年9月15日生       | 金愛華　平成17年7月20日生   |
| 郭特徵　昭和51年12月2日生       | 神戸市東灘区御影本町6丁目12番8号  |
| 住所　岩手県宮古市新町1番5号       | 兵庫県洲本市納322番地6   |
|                       | ミヤ・ハヤシ　平成19年8月20日生  |
|                       | 神戸市兵庫区篠町通3丁目1番6-902号  |
|                       | 洪貴季　平成2年10月31日生   |
|                       | 兵庫県西宮市池開町4番8-208号   |
|                       | 朴崇洪　平成6年7月28日生  |
|                       | 群馬県太田市駿塚町915番地3   |
|                       | ゲン・ティ・キム・リン　平成9年10月24日生                                       |
| 住所　群馬県伊勢崎市八斗島町1597番地7 | 群馬県伊勢崎市八斗島町1597番地7  |
| 住所　群馬県伊勢崎市八斗島町1597番地7 | ゲン・ゴック・ドック　平成8年10月20日生  |